



栃木県公報

平成29年
12月26日(火)
第2948号

目次

告示

- 自衛官候補生の募集期間..... 1019
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 1019
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 1019
- 同..... 1020
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定に係る変更..... 1020
- 事業の認定..... 1021

公告

- 土地改良区役員の退就任..... 1023
- 共同施行等営土地改良事業の換地処分の届出..... 1024

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 1024

告示

栃木県告示第572号

平成29年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生（男子）	平成30年1月10日（水）～同月30日（火）

栃木県告示第573号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自衛官候補生（男子）	平成30年2月3日（土）	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

(市町村課)

栃木県告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
佐野在宅診療所	佐野市大橋町1997-23	佐野在宅診療所 理事長 羅 英杉	平成29年 12月1日	精神通院医療
なごみ薬局壬生店	壬生町壬生甲車塚3147-3	株式会社ブライトネスワン 代表取締役 車田 伸寿	平成29年 12月1日	精神通院医療
とちぎ薬局光陽台店	高根沢町光陽台3-14-8	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	平成29年 12月1日	精神通院医療
うずま調剤薬局	栃木市湊町12-6	株式会社オレンジ薬局 代表取締役 柳生 美江	平成29年 12月1日	精神通院医療
メルシー薬局	高根沢町大谷330-4	エースファーマ株式会社 代表取締役 福田 高雄	平成29年 12月1日	精神通院医療
さくら薬局	宇都宮市宿郷3-20-12	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	平成29年 12月1日	精神通院医療
訪問看護ステーション那須	那須塩原市豊浦10-706	株式会社ウイルライフ 代表取締役 菊地 章弘	平成29年 12月1日	精神通院医療

栃木県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
文教薬局	下野市文教2丁目8番2号	有限会社メディカ	平成29年 12月1日	育成医療及び 更生医療
コムファ薬局しもつが	栃木市大平町牛久199-5	株式会社パワーファーマ シー	平成29年 12月1日	育成医療及び 更生医療
とちぎ薬局光陽台店	高根沢町光陽台3-14-8	株式会社ジェイピー	平成29年 12月1日	育成医療及び 更生医療

栃木県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
ファーコス薬局すまいる（すまいる薬局）	那須塩原市方京1-6-1	株式会社ファーコス	平成29年 12月1日	育成医療及び 更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第577号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

小山市

2 事業の種類

豊田中学区新設小学校整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県小山市大字松沼字庚申塚及び大字大本字遠下地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

豊田中学区新設小学校整備事業（以下「本件事業」という。）は、小山市が豊田中学区内に所在する既存小学校2校を廃止統合し、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設（以下「学童保育館」という。）を併設する小学校を整備するものであり、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

小学校の設置は、学校教育法第2条の規定により、地方公共団体が行うことができるとされており、起業者は、平成29年3月に本件事業の基本計画を策定し、さらに予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 小山市は栃木県南部に位置し、農業、工業、商業の調和の取れた都市として発展し、小学校24校、中学校10校、義務教育学校1校を運営し、適切な義務教育の推進に努めている。

こうした中、人口増加が見込まれる市中心部と、人口減少が進む郊外部で児童数の格差が広がり、地域で必要とされる学校規模に二極化が生じている。また、市内の学校施設は老朽化が著しく、施設規模が現在の児童生徒数に見合わないなど、教育環境において支障が生じていることから、市では平成26年1月の「小山市学校適正配置等に関する提言書」（以下「適正配置提言書」という。）を受け、市内小中学校の再編等について検討を行っている。

一級河川思川右岸地域の田園地帯に所在する豊田中学区は、市立豊田中学校（以下「豊田中」という。）、市立豊田南小学校（以下「豊田南小」という。）、市立豊田北小学校（以下「豊田北小」という。）で構成され、学校と地域が連携して地域子ども達を育てていく取組が市内でも先行して進めら

れているほか、市が積極的に推進する小中一貫教育の研究指定地域に位置づけられている。

しかしながら、豊田南小及び豊田北小（以下「両小学校」という。）では、施設の老朽化や地域の児童数の減少に伴う諸問題が発生している状況にある。

両小学校の校舎施設等については、耐震化工事が完了しているものの、築38年から44年が経過し、近年では、両小学校に共通して給排水管・水槽等の漏水が生じるなど老朽化が著しく、その都度修繕を要しており、特に屋上防水改修工事には高額な修繕費用が掛かっている。

施設の老朽化に加え、両小学校はバリアフリーに未対応の旧型の施設であるため、エレベータや車いす用のスロープが未設置で施設内に段差があるなど、身体障害を有する児童が在席した場合や学校行事などで高齢者が来校した場合の校内移動に支障がある状況にある。

両小学校は、適正配置提言書において、学級数が12学級未満の小規模校として分類されることに加え、将来の児童数の推計が、豊田南小では、平成29年度当初全校児童数178名のところ、平成33年度には124名、豊田北小では、児童数116名のところ、110名と想定されており、特に豊田南小では大幅な減少が予想されている。児童数の減少に伴い、平成30年度には両小学校ともクラス替えの生じない単学級となることから、適切な集団教育を行うことが困難な状況となり、今後のさらなる児童数の減少によっては、2学年以上で1学級を編制する複式学級を導入しなければならず、児童の教育環境や教員の指導方法などに大きな影響が生じる恐れがある。そのため、適切な集団教育環境を確保するためにも、一校当たりの児童数を維持し、学級数を適正規模校（12学級以上18学級以下）に近づけることが市の喫緊の課題となっている。

教育環境への影響のほか、小規模校の場合、配置される教職員が少ないことから、バランスの取れた人事配置ができず、教職員同士の人材育成環境が整わないなどの組織に関する課題があることに加え、適正規模校と比較して児童数当たりの教職員数が多いなど、人的資源の活用に非効率さが見られる。

そのほか、両小学校は、建築当時の児童生徒数に応じた規模により諸室が配置されているため、児童数の減少により通常利用されない余剰スペースが発生し、本来必要のない維持管理費用が発生し、非効率な施設管理を余儀なくされている。

また、市では小学校及び義務教育学校前期課程の児童を対象とした放課後児童健全育成事業（以下「学童保育」という。）を実施しているが、豊田中学区には公設の学童保育館が存在しないため、同中学区内の2箇所の私立幼稚園と私立保育園（以下「両施設」という。）の園舎の一部を借用して学童保育を実施している。しかし、園舎の空き部屋を借用して実施しているため、十分な広さが確保できず、受入児童数が制限されていることに加え、両施設からは、将来的に学童保育をやめる意向も示されている。さらに、平成29年度から豊田中学区全域を対象とした民設民営による学童保育を実施しているものの、豊田南小学区の児童が利用しにくい位置に施設があるなど、依然として地域の学童保育の需要を満たしていない状況であるため、同中学区においては公設の学童保育館の整備が急務となっている。

本件事業の完成により、豊田中の近接地に新設される小学校に両小学校の児童が集約されることから、施設老朽化に伴う諸問題の解消が図られるとともに、適切な集団教育のために必要な学校規模が確保される。併せて、効率的な人事運営及び地域の小中一貫教育の推進も図られることから、地域の教育水準の向上に寄与することが認められる。また、豊田中学区に学童保育館が新設されるため、地域の学童保育の需要を満たし、放課後児童の健全育成に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械等を使用する等、周辺環境へ充分配慮して施行することとしている。

したがって、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

起業者が、平成28年8月から同年10月にかけて任意で実施した希少動植物の調査によると、起業地内において、動物については環境省レッドリスト及び栃木県版レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエルが、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバが確認されている。

これらについて、本事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が残されることなどから特に配慮すべき点はないと予測されている。

また、起業者が事業認定申請に当たり小山市教育委員会へ照会した結果によると、起業地内の土地には、保護のための特別の措置を講ずべき埋蔵文化財は存しない旨の回答を得ており、工事の際に埋蔵文化財が発見された際には小山市教育委員会と協議し、必要に応じて保存等の適切な措置を講じた上で事業を進めることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 本事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地から比較検討しており、本事業の起業地は、豊田中と近接して効率的な小中一貫教育が可能な環境にあること、周辺住宅への影響が少ないこと、必要な面積が整形な形で取得できること、起業地に水路や市道などを含まず付け替えに係る追加の用地買収の必要がないこと等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的である。

また、本事業に係る施設の規模については、小学校施設整備指針（平成28年3月文部科学大臣官房文教施設企画部）をはじめとする各種関係法令及び通知、市内の同一規模の小学校との比較によって計画されており、必要最小限の範囲の計画であると認められる。さらに、学童保育館については、小山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）による基準を充足し、適正に計画されている。

これらのことから、本事業の起業地の範囲は、本事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたとおり、現在の両小学校は施設の老朽化、バリアフリーへの未対応などの問題に加え、児童数の減少に伴う教育環境への影響や人的資源活用上の非効率さが生じており、今後さらなる児童数の減少が予想されていることから、これらの問題への対処は喫緊の課題となっている。また、豊田中学区には公設の学童保育館が存在せず、設置が急務であることから、できるだけ早期に本事業を施行する必要があると認められる。

また、取用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供されるものであることから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小山市教育委員会教育総務課

(用地課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
山田土地改良区	理事	本橋 孝		さくら市下河戸923-1	29.3.26	
	〃		土谷 敬一	〃 〃 841-1		29.3.27
うつのみや中央土地改良区	理事	中村 明		宇都宮市若松原町2-12-30	29.11.25	

○共同施行等當土地改良事業の換地処分の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、古川地区土地改良事業共同施行の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月26日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

平成29年12月1日

2 換地処分の内容

平成29年11月27日付け栃木県指令下農振第884号で認可した換地計画のとおり。

(農地整備課)

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年12月26日

とちぎりハビリテーションセンター所長 星野 雄一

1 入札に付する事項

- 借入件名及び数量 とちぎりハビリテーションセンターグループウェア用機器及びソフトウェア 1式
- 借入物品の特質等 入札説明書による。
- 借入期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- 借入場所 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成30年2月5日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 過去5年間のうちに、国又は地方公共団体にノートブック型パーソナルコンピュータ及びモノクロレーザープリンタの納入又はリースの実績のある者であること。
- 借入物品に係る迅速な保守体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター管理部総務企画課

電話 028-623-6101

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成29年12月26日から平成30年2月2日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年2月5日午前10時 とちぎリハビリテーションセンター3階研修室（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月2日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年12月26日から平成30年2月2日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
 - イ 確認結果の通知 平成30年2月2日までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この公告による入札に参加を希望する者で2の(2)の競争入札参加資格を有していない者は事前に競争入札参加資格審査申請書を栃木県会計局会計管理課（〒329-8501栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 電話028-623-3023）に提出し資格を取得しなければならない。
 - イ この入札に参加を希望する者は、とちぎリハビリテーションセンターで交付するグループウェア用機器等賃貸借仕様書に基づき作成した機器仕様書を、平成30年2月2日午後5時までに3の(1)の場所に提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 とちぎリハビリテーションセンター所長が、入札者の作成した機器仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した機器仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 入札者の作成した機器仕様書が、とちぎリハビリテーションセンターで交付するグループウェア用機器等賃貸借仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

The Equipment and the Software for Groupware 1 set

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

10:00 a.m., February 5, 2018

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

5:00 p.m., February 2, 2018

(3) Information is available at:

General Affairs and Planning Division,

Tochigi Rehabilitation Center

3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503 Japan

TEL 028-623-6101

(障害福祉課)